

新旧対照表

【税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前							
大阪税関における税関官署の開庁時間について （省略）							大阪税関における税関官署の開庁時間について （同左）							
許可・承認等の区分	官 署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考	許可・承認等の区分	官 署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考	
・法第 19 条の届出	関西空港税関支署	(省略)						・法第 19 条の届出	関西空港税関支署	(同左)				
	上記以外の官署	(省略)							上記以外の官署	(同左)				
・法第 23 条第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・法第 66 条第 1 項の承認	本関 関西空港税関支署	(省略)						・法第 23 条第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・法第 66 条第 1 項の承認	本関 関西空港税関支署	(同左)				
	上記以外の官署	(省略)							上記以外の官署	(同左)				
・法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・法第 62 条の 10 の承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項の承認 ・法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・法第 73 条第 1 項の承認	関西空港税関支署	(省略)						・法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・法第 62 条の 10 の承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項の承認 ・法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・法第 73 条第 1 項の承認	関西空港税関支署	(同左)				
	南港出張所	(省略)							南港出張所	(同左)				
	本関 大手前出張所 桜島出張所	(省略)							本関 大手前出張所 桜島出張所 富島出張所 安治川出張所	(同左)				
	上記以外の官署	(省略)							上記以外の官署	(同左)				

新旧対照表

【税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<ul style="list-style-type: none"> ・法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・法第 102 条第 1 項の交付 	本関 南港出張所 大手前出張所 桜島出張所	（省略）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・法第 102 条第 1 項の交付 	本関 南港出張所 大手前出張所 桜島出張所 <u>富島出張所</u> <u>安治川出張所</u>	（同左）
	上記以外の官署	（省略）		上記以外の官署	（同左）
<ul style="list-style-type: none"> ・法第 67 条の許可（別送品に限る。） 	本関 関西空港税関支署	（省略）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 67 条の許可（別送品に限る。） 	本関 関西空港税関支署	（同左）
	南港出張所	（省略）		南港出張所	（同左）
	上記以外の官署	（省略）		上記以外の官署	（同左）
<ul style="list-style-type: none"> ・法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） 	南港出張所	（省略）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） 	南港出張所	（同左）
	本関 大手前出張所 桜島出張所	（省略）		本関 大手前出張所 桜島出張所 <u>富島出張所</u> <u>安治川出張所</u>	（同左）
	上記以外の官署	（省略）		上記以外の官署	（同左）